

「島根県公共施設総合管理計画」の改訂（案）へのご意見に対する県の考え方

島根県総務部管財課

意見募集期間：令和4年3月11日～令和4年4月11日

ご意見の提出者数：1名

	ご意見の内容（概要）	県の対応・考え方
1	<p>本計画案は既存施設の維持管理に重点が置かれているが、建替にも言及されている。今あるものを大切に使うのはいいことだが、いずれ限界が来る。複合施設として建て替え、分散した事務所等を集約し、維持管理の手間を減らすという考え方があってしかるべきである。</p> <p>維持管理と施設集約の費用を比較検討し、合理的かつ最適な選択肢を実行すべき。本計画案だけ見ると長寿命化対策に固執しているように見受けられる。</p>	<p>ご意見のとおり、建物を使い続けていくことには限界があり、建替え等の措置が必要な時期がきます。</p> <p>そのため、本計画に記載のとおり、施設の維持管理や利用状況の把握に努め、長寿命化対策を実施するだけでなく、必要なものを維持したうえで、施設の集約や規模の縮小等を検討し、施設の有効活用や施設総量の適正化を図っていくこととしています。</p>